

千葉県公立高等学校入学者選抜改善検討会議設置要綱

(設 置)

第1 本県の公立高等学校入学者選抜の確実性及び信頼性を確保するため、これまでの採点及び点検業務について検証し、採点誤りの原因を究明するとともに、再発防止に向けた具体的な改善点を取りまとめるため、「千葉県公立高等学校入学者選抜改善検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所 掌 事 項)

第2 検討会議は、入学者選抜に関し、次に掲げる事項について調査研究、協議し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 採点誤り等の原因に係る調査及び分析
- (2) 採点誤り等の具体的な再発防止策
- (3) 前各項に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(設 置 期 間)

第3 検討会議の設置期間は、令和6年3月31日までとする。

(組 織)

第4 検討会議は、5名の委員をもって構成する。

2 委員の構成は次のとおりとする。

大学関係者	2名	企業関係者等	1名
市町村教育委員会教育長	1名	コンプライアンス委員	1名

3 検討会議には委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 検討会議は、委員長を座長とする。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあったときは、その職務を代理し、委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(調 査 依 頼)

第5 検討会議は、その所掌事項について調査研究を行う等、会議の円滑な運営を図るため、事務局に対して調査を依頼することができる。

2 事務局は、必要に応じて調査チームを設置し、調査結果等を検討会議に報告するものとする。

(意 見 聴 取)

第6 検討会議は、必要がある場合は、関係者に対し会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶 務)

第7 検討会議に関する庶務は、千葉県教育庁教育振興部学習指導課において処理する。

(補 足)

- 第8 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。
- 2 検討会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づいた法律又は条例により設置された附属機関ではない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和5年4月14日から施行する。